

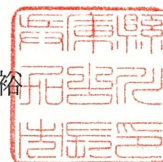


加古川市告示第277号

加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和7年8月22日

加古川市長 岡田 康 裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和7年8月12日	火	3台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月13日	水	6台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月14日	木	1台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月15日	金	4台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年8月16日	土	8台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和7年8月12日	火	野口町北野	1台
令和7年8月12日	火	平岡町高畑	1台
令和7年8月14日	木	神野町西条	1台

保 管 及 び 返 還 場 所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保 管 期 間	この告示の日から60日間
返 還 日 時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問 合 せ 先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）